

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により、浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備事業に関する実施方針について公表する。

平成29年1月16日

浜松市長 鈴木 康友



浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター  
施設整備事業

実施方針

平成 29 年 1 月 16 日

浜松市



浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備事業 実施方針

目 次

---

第1章 事業内容に関する事項	1
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	6
第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
第4章 公共施設の立地及び規模に関する事項	15
第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	19
別紙1 用語の定義	
別紙2 本件事業の事業スキームの概要	
別紙3 リスク分担表	
別紙4 位置図	

---

## 浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備事業に関する実施方針

浜松市（以下「本市」という。）は、浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく事業として実施することとする。

この実施方針は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者（以下「P F I 事業者」という。）の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号）に則り、本事業の実施に関する方針（以下、「実施方針」という。）として定めるものである。

### 第 1 章 事業内容に関する事項

#### 1 事業内容

##### (1) 事業名称

浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備事業（以下「本件事業」という。）

##### (2) 対象となる公共施設の種別

一般廃棄物処理施設

##### (3) 公共施設の管理者

浜松市長 鈴木 康友

##### (4) 事業予定地

浜松市天竜区青谷地内

##### (5) 事業の目的

本件事業は、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である新清掃工場及び新破碎処理センター（以下「本件施設」という。）の効率的かつ効果的な設計・建設及び運営・維持管理を行い、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、将来にわたり安定したごみの適正処理を行い、資源回収及び回収したエネルギーの地産地消を進めることで、市の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。

##### (6) 事業の内容

###### ア 事業方式

本件事業は、本件施設の設計・建設・資金調達及び運営に係る業務を、P F I 事業者が一括して行う B T O（Build：建設、Transfer：所有権の移転、Operate：運営）方式を基本として実施する（ただし、B O T 方式等の P F I 方式による提案を妨げるものではない）。P F I 事業者は、本件施設の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、本件施設竣工時にその所有権を本市に引き渡す。

また、本市は、本件施設を 30 年間にわたって使用する予定であり、事業者は、30 年間の使用を前提として本件事業を実施することとする。

なお、本件施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施することとする。

## イ 契約の形態

本市は、本件事業の設計・建設業務及び運営業務を事業者に一括で行わせるため、事業契約をPFI事業者と締結する（別紙2「本件事業の事業スキームの概要」を参照のこと。）。なお、ストーカ方式（主灰の外部資源化）の場合においては、本市は、PFI事業者、主灰運搬事業者又は主灰資源化事業者と別途3者契約を締結することを予定している。

## ウ 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- (ア) 事業期間 : 事業契約締結日から平成56年(2044年)3月31日までの約26年間
- (イ) 設計・建設期間 : 事業契約締結日から平成36年(2024年)3月31日までの約6年間
- (ウ) 運営期間 : 平成36年(2024年)4月1日から平成56年(2044年)3月31日までの20年間

## エ 事業スケジュール（予定）

- (ア) 実施方針の公表 平成29年1月16日（月）
- (イ) 特定事業の選定の公表 平成29年3月下旬
- (ウ) 入札公告 平成29年4月上旬
- (エ) 入札提案書類の提出 平成29年9月上旬
- (オ) 落札者の決定 平成29年11月下旬
- (カ) PFI事業者の設立 落札者の決定後速やかに
- (キ) 事業仮契約の締結 平成30年1月下旬
- (ク) 事業契約の締結 平成30年2月議会議決後
- (ケ) 本件施設の完成及び引渡し 平成36年3月末
- (コ) 供用開始 平成36年4月1日
- (サ) 契約終了 平成56年3月31日

## オ 事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。なお、事業者は、事業期間を通じ、本市が行う行政手続等に対して協力する。

### (ア) 設計・建設業務

PFI事業者は、本市と締結する事業契約に基づき、本件施設の設計・建設業務を行う。設計、建設に必要な資金については、PFI事業者がプロジェクトファイナンスにて調達する。本市は、資金調達先の金融機関と直接協定を締結する。

建設については、造成及びアプローチ道路工事、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事並びにその他関連工事とこれらの工事監理を行う。

本件施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認、施設設置許可申請等の手続関連業務、本件施設の試運転並びに引渡性能試験を行う。

### (イ) 施設等の所有権移転業務

PFI事業者は、施設竣工後直ちに施設・設備の所有権を本市に移転する。

### (ウ) 運営業務

PFI事業者は、本市と締結する事業契約に基づき、一般廃棄物（もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、資源ごみ等）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本件施設の運営業務として運転管理業務、維持管理

業務、環境保全業務、有効利用及び適正処分業務、情報管理業務、防災管理業務並びに関連業務を行う。

P F I 事業者は、受入対象物の受入及び計量を行う。また、市民、許可業者又は排出事業者より直接搬入された受入対象物については、本市の規定に即した処理手数料の収受を代行するものとする。

P F I 事業者は、新清掃工場を運転することにより発生する余熱を利用して発電等を行い、新清掃工場及び新破碎処理センター内で有効利用するとともに、蒸気、温水及び電気の方法により、付加価値事業に対しても余熱の供給を行う。これらの余熱供給を行ってもなお余剰電力が発生する場合には、余剰電力を株式会社浜松新電力に販売することを基本とする。なお、余剰電力販売に係る収入については、本市の収入とする。

P F I 事業者は、新清掃工場より発生した主灰、スラグ及びメタルの全量を利活用するため、利活用計画の立案、積み込み、運搬、資源化先及び売却先の選定、売却等を行うものとする。なお、スラグ及びメタルの売却代金はP F I 事業者に帰属する。

P F I 事業者は、本件施設での処理等により発生した資源物、特定品目（電池・蛍光管など）、小型家電等を施設内に適切に貯留・保管し、本市に引き渡す。なお、これらを搬出する際の積み込みまでの範囲をP F I 事業者が担うものとする。

P F I 事業者は、新破碎処理センターから発生した、可燃残渣を新清掃工場へ搬送し、焼却処理するものとする。なお、不燃残渣は埋立処理又は熔融処理とする。

P F I 事業者は、本件施設にて発生した最終処分物を施設内に適切に貯留・保管した後、最終処分場に運搬する。

P F I 事業者は、事業用地及びアプローチ道路の適切な維持管理を行う。

P F I 事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、本市と連携して適切な対応を行う。

P F I 事業者は、本件施設の見学希望者等について、本市と連携して適切な対応を行う。

## カ 本市が行う業務範囲

本市が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。

### (ア) 用地の確保

本市は、本件事業を実施するための用地を確保する。

### (イ) 環境影響評価の実施

本市は、環境影響評価を実施する。

### (ウ) 処理対象物の搬入

本市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

### (エ) 資源物等の資源化

本市は、本件施設において、P F I 事業者から資源物、特定品目（電池・蛍光管など）、小型家電等を受け取り、資源化先へ運搬し、資源化を行う。なお、資源物の売却代金は、本市の収入とする。

### (オ) 造成及びアプローチ道路工事の設計

本市は、造成及びアプローチ道路工事の設計を行う。ただし、アプローチ道路の設計は予備設計まで、橋梁工事の設計は橋梁予備設計までとする。

### (カ) 本件事業のモニタリング

本市は、本件事業の設計・建設及び運営の各段階において、実施状況のモニタリングを行う。

### (キ) 住民への対応

本市は、周辺住民からの意見や苦情について、P F I 事業者と連携して適切な対応を行う。

(ク) 施設見学者への対応

本市は、本件施設の見学希望者について、P F I 事業者と連携して適切な対応を行う。なお、行政視察等の対応は、本市にて行う。

(ケ) 設計・建設費及びサービス購入料の支払い

本市は、浜松市契約規則（昭和 39 年浜松市規則第 31 号）に基づき、設計・建設費の支払い及び運營業務に係る対価としてサービス購入料を P F I 事業者を支払う。

(コ) 本件事業に必要な手続き

本市は、本件事業を実施する上で必要な循環型社会形成推進交付金の申請、各種許認可手続等を行う。

(カ) その他、これらを実施する上で必要な業務

キ 事業者の収入

(ア) 本市が支払う対価

本件事業の設計・建設業務に係る対価

本市は、本件事業の設計・建設業務に係る対価を P F I 事業者を支払う。

本市が国から交付を受ける循環型社会形成推進交付金相当額及び起債により調達した額については、本件施設の整備出来高に応じて整備事業年度毎に支払い、それ以外の部分については、運営期間中にわたり分割して支払う。

本件事業の運營業務に係る対価

本市は、本件事業の運營業務に係る対価をサービス購入料として、固定費用と変動費用（廃棄物搬入量及び主灰搬出量（主灰の外部資源化を行うストーカー方式に限る）に応じて変動）の構成で、P F I 事業者を支払う。なお、物価変動を考慮し、年 1 回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

ク 法令等の遵守

本市及び事業者は、本件事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）のほか、必要な関係法令、条例、規則、要項等を遵守しなければならない。

(7) 付加価値事業との連携

本件事業の実施に際しては、施設の建替え用地や本件施設の余熱等を有効活用し、あわせて地域活性化に資する付加価値を高めた事業（付加価値事業）を実施する。

P F I 事業者は、本件施設の運營業務の開始に合わせて、付加価値事業を開始できるよう、また、本件施設の運營業務が遅滞なく開始できるよう、建設期間中に付加価値を実施する民間事業者（以下「付加価値事業者」という。）を、本市と協力して選定するものとする。また、P F I 事業者は、新清掃工場における処理に伴って発生する余熱等の供給を行う。

付加価値事業の実施に係る事項については、入札説明書に示す。

## 2 特定事業の選定及び公表

本市は、次の P F I 法等に定められる考え方・手順に従い、本件事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定基準

本件事業を P F I 法等に則って実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できるときは、本件事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

## 第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

本市は、本件事業への参加を希望する事業者を公募し、総合評価落札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）により事業者を選定するものとする。

なお、本件事業は、「WTO政府調達協定」（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）の対象事業であり、入札手続きには「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

### 2 事業者の募集及び選定の手順（予定）

#### (1) 事業者の募集・選定スケジュール

本件事業における事業者の募集・選定スケジュールは次のとおりである。

表 事業者の募集・選定スケジュール

時 期	内 容
平成29年1月16日（月）	実施方針の公表
平成29年1月16日（月） ～1月27日（金）	実施方針に関する質問・意見の受付
平成29年2月10日（金）	実施方針に関する質問の回答
平成29年3月下旬	特定事業の選定・公表
平成29年4月上旬	入札公告 入札説明書等の公表
平成29年4月下旬	入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
平成29年5月中旬	入札説明書等に関する質問の回答（第1回）
平成29年5月下旬	参加表明書、競争入札資格確認申請書等の書類の受付
平成29年5月下旬	資格審査結果の通知
平成29年6月下旬	対面的対話の実施
平成29年7月中旬	入札説明書等に関する質問の受付（第2回）
平成29年7月下旬	入札説明書等に関する質問の回答（第2回）
平成29年9月上旬	入札提案書類の受付
平成29年10月下旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査
平成29年11月下旬	落札者の決定及び公表
平成29年12月中旬	基本協定締結
平成30年1月下旬	事業仮契約締結
平成30年2月議会議決後	事業契約締結

#### (2) 入札手続き等

##### ア 実施方針に関する質問・意見の受付

##### (ア) 受付期間

平成29年1月16日（月）～平成29年1月27日（金）午前9時から午後5時まで（土、日は除く）

(イ) 提出方法等

提出先

浜松市 環境部 廃棄物処理課 新清掃工場グループ  
〒432-8023 静岡県浜松市中区鴨江三丁目1番10号

提出方法

実施方針に対する質問・意見書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、E-mailにより提出することとする。なお、質問・意見書のデータはMS-Excel形式で作成することとする。

電子メールアドレス

shori@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(ウ) 回答方法

実施方針に関する質問への回答は、平成29年2月10日（金）に本市のホームページにて公表する。

(エ) その他

「質問」として提出された場合であっても、本市にて記載内容が「意見」とであると判断した場合には、「意見」として取り扱い、また、「質問」の内容が本件事業の実施に直接関係がない場合は、回答しない。

イ 特定事業の選定・公表

実施方針に関する質問・意見を踏まえ、PFI法等に則って実施することが適切であると認められた場合、本件事業を特定事業として選定し、平成29年3月下旬に公表する。

ウ 入札公告及び入札説明書等の公表

本市は、本件事業を特定事業として選定した場合、入札公告を行い、平成29年4月上旬に事業者の募集を開始する予定である。また、同日、入札説明書等を本市のホームページ等にて公表する。

エ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答

入札説明書等に記載された内容について質疑応答を行う。なお、具体的な日程、場所等については入札説明書等に示す。

オ 競争入札資格確認申請書等の書類の受付、資格審査結果の通知

本件事業の入札参加希望者に、参加表明書、競争入札資格確認申請書等の資格審査に必要な書類の提出を求める。なお、資格審査の結果は入札参加希望者に通知する。書類の提出方法、時期、必要な書類等の詳細については入札説明書等に示す。

カ 対面的対話の実施

本市は、本件事業に係る入札提案書類の受付に先立ち、入札参加者との対面的対話の実施する場合がある。時期、実施場所、実施方法等の詳細については入札説明書等に示す。

キ 入札提案書類の受付

本件事業に係る入札提案書類を平成29年9月上旬に受け付ける予定である。入札提案書類の審査に当たり、本市が必要であると判断した場合、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法、時期、提案に必要な書類等の詳細については入札説明書等に示す。

#### ク 落札者の決定及び公表

入札提案書類については、浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備事業における P F I 専門委員会（以下「専門委員会」という。）において総合評価の方法により、最優秀提案者を選定する。本市は、専門委員会の評価結果を踏まえ、落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、本市のホームページにて公表する。

#### (3) 事業契約の締結

本市は、落札者との間で基本協定を締結し、事業契約内容の詳細について協議する。当該協議に基づき、落札者の構成員は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社の形態により本件事業を実施するための特別目的会社を設立する。本市は、本件事業に係る事業契約を特別目的会社と締結する。なお、事業契約については、市議会の議決を経るものとする。

### 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、P F I 事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と P F I 事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより 1 者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- イ 設計・建設業務において、P F I 事業者から直接、「設計業務」「建設業務」の委託を受けることを予定する者は構成員とならなければならない。また、運營業務において、P F I 事業者から直接、「運転管理業務」「維持管理業務」の業務の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- ウ 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- エ 入札参加者は、「第 2 章 3 (2) ウ 本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件 (ア)」を満たす 1 者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、P F I 事業者の最大の出資者とする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- オ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、本市が認めた場合は、この限りでない。
- カ 入札参加者の構成企業が、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。ただし、主灰の運搬を行う者（主灰運搬事業者）及び主灰の資源化を行う者（主灰資源化事業者）については、この限りでない。
- キ 入札参加者の構成企業のいずれかと財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- ク 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

その他本市が必要と認める入札参加者の構成等は、入札説明書等に示す。

#### (2) 入札参加者の構成企業の要件

入札参加者は、本件事業の設計・建設及び運營業務を行う者として、次のアからオの要件を満

たす者で構成すること。なお、1者で複数の要件を満たす場合は、当該1者のみで複数の要件に係る業務に当たることが可能である。

ア 本件施設の土木工事の設計・建設を行う者の要件

本件施設の土木工事の設計・建設を行う者は、次の全ての要件を満たす者を含むこと。

- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による土木工事業につき特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 国土交通省の建設コンサルタント登録規定に基づく建設コンサルタント(道路部門、鋼構造及びコンクリート部門)を受けていること。
- (ウ) 平成29・30年度の本市の入札参加資格(建設工事 業種:土木工事一式)の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。
- (エ) 平成29・30年度の本市の入札参加資格(工事委託 業種:測量及び土木関係コンサルタント)の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。
- (オ) 建設業法における土木工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。(配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。)
- (カ) 切土量及び盛土量がそれぞれ40万 $\text{m}^3$ 以上の造成工事(平成18年4月以降に完成引渡し済みの工事に限る。)の施工実績を元請として有すること。
- (キ) 橋長が30m以上のポストテンション桁構造の橋梁詳細設計業務(平成18年4月以降に完成引渡し済みの業務に限る。)の業務実績を元請として有すること。
- (ク) 入札資格確認申請書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の土木一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。

イ 本件施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本件施設の建築物の設計・建設を行う者は、次の全ての要件を満たす者を含むこと。

- (ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築工事業につき特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 本件施設の建築物の設計を行う者にあつては、平成29・30年度の本市の入札参加資格(建設工事関連業務委託 業種:建築関連コンサルタント)の登録がされている者であること。また、本件施設の建築物の建設を行う者にあつては、平成29・30年度の本市の入札参加資格(建設工事 業種:建築一式工事、電気工事、管工事)の登録がされた者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。
- (エ) 建設業法における建築工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。(配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。)
- (オ) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設(平成18年4月以降に稼働した施設に限る。)で全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計・建設工事の納入実績を有すること。
- (カ) 入札資格確認申請書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。

ウ 本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、次の要件を満たす者を含むこと。

- (ア) 平成 18 年 4 月以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（処理方式は、入札参加者が本件事業で提案する方式と同一方式とし、処理能力 100t/日・炉以上かつ複数炉構成とする。）のプラント設備に係る設計・建設工事の納入実績（施工かし担保期間が満了していること）を元請として 2 件以上（震災等の仮設焼却施設の納入実績は除く）有し、次の全ての要件を満たす者であること。

建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

建設業法第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事業につき特定建設業の許可を受けていること。

平成 29・30 年度の本市の入札参加資格（建設工事 業種：清掃施設工事）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格を有していない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。

建設業法における清掃施設工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。（配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に 3 ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係があること。）

入札資格確認申請書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。

- (イ) 平成 18 年 4 月以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、もえないごみ、粗大ごみ及びプラスチック製容器包装を処理対象物とするリサイクルセンター（複数の施設にて全ての処理対象物を取り扱った実績を有していれば足りる。）のプラント設備に係る設計・建設工事の納入実績（施工かし担保期間が満了していること）を元請として有し、次の全ての要件を満たす者であること。

建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

建設業法第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事業又は機械器具設置工事業につき特定建設業の許可を受けていること。

平成 29・30 年度の本市の入札参加資格（建設工事 業種：清掃施設工事）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。

建設業法における清掃施設工事業又は機械器具設置工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。（配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に 3 ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係があること。）

入札資格確認申請書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事又は機械器具設置工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。

エ 本件施設の運営を行う者の要件

本件施設の運営を行う者は、次の要件を満たす者を含むこと。本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務（「運転管理業務」、「維持管理業務」）を担う者が、(ア)、(イ) を満たすこと。

- (ア) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設（震災等の仮設焼却施設は除く）で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（処理方式は、入札参加者が本件事業で提案する方式と同一方式とし、処理能力 100t/日・炉以上かつ複数炉構成とする。）における 1 年間以上の運転管理実績を元請として有し、次の全ての要件を満たす者であること。

ごみ処理施設の廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物を対象としたボイ

ラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（処理方式は、入札参加者が本件事業で提案する方式と同一方式とし、処理能力 100t/日・炉以上かつ複数炉構成とする。）の現場総括責任者としての経験を有する者を本件事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後 2 年間以上配置できること。

平成 29・30 年度の本市の入札参加資格（業務委託 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされた者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。

新清掃工場の運営に当たり、P F I 事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

- (イ) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、もえないごみ、粗大ごみ及びプラスチック製容器包装を処理対象物とするリサイクルセンター（複数の施設にて全ての処理対象物を取り扱った実績を有していれば足りる。）における 1 年間以上の運転管理実績を元請として有し、新破碎処理センターの運営に当たり、P F I 事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できる者であること。

オ 主灰の運搬を行う者の要件（提案する処理方式がストーカ方式（主灰の外部資源化）の場合に限る。）

主灰の運搬を行う者は、次の全ての要件を満たすこと。

- (ア) 本業務を実施するために必要十分な施設（主灰を運搬するための車両等）を所有していること。  
(イ) 本業務を実施するために必要な許認可を取得していること。

カ 主灰の資源化を行う者の要件（提案する処理方式がストーカ方式（主灰の外部資源化）の場合に限る。）

主灰の資源化を行う者は、次の全ての要件を満たすこと。

- (ア) 提案する主灰の資源化施設（セメント原料化施設等）について、1 年間以上の運転実績を有すること。  
(イ) 提案する主灰の資源化施設において本業務を実施するために必要な許認可を取得していること。

その他、本市が必要と認める各業務を行う者の要件は入札説明書等に示す。

### (3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。  
イ P F I 法第 9 条の規定に該当する者。  
ウ 本市の平成 29・30 年度の入札参加有資格者名簿に登録されていない者。なお、本市財務部調達課に定められた様式により、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者については、この限りでない。  
エ 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱及び浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者。  
オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。  
カ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が

著しく不健全であると認められる者。

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

ク 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）

ケ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。

コ 清算中の株式会社で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。

サ 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領により入札排除期間中である者。

シ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当する者。

ス 国税又は地方税を滞納している者。

セ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処され、その執行を終わった、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。

ソ 本件事業に係るアドバイザー業務を受託している者、当該アドバイザー業務を受託している者とアドバイザー業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

なお、本号において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本件事業に関し、本市のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・株式会社エイト日本技術開発
- ・ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

タ 本件事業の評価を行う専門委員会の委員及び当該委員が所属する者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

なお、本号において、「資本面において関連のある者」とは、当該企業に出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

その他、本市が必要と認める構成企業の制限は入札説明書等に示す。

#### (4) 特別目的会社の設立に関する要件

ア 落札者の構成員は、事業契約の仮契約締結までに、特別目的会社を設立すること。特別目的会社は、会社法に規定される株式会社とし、本市内に本店を置くこと。なお、特別目的会社の本店所在地については、運営期間に限り、無償で本件施設内に設置することを認めるものとする。

イ 特別目的会社は、本件事業の設計・建設業務及び運營業務を実施することを目的とする。

ウ 特別目的会社への出資は、落札者の構成員全員によるものとし、原則として落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち、代表企業は最大の出資率の

- 者とし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて最大とすること。
- エ 全ての出資者は、事業契約終了まで特別目的会社の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

#### 4 評価及び選定

##### (1) 評価

入札提案書類の評価は、外部の学識経験者等で構成する専門委員会において行う。

##### (2) 選定

専門委員会は、落札者選定基準に従い総合評価の方法により、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた点数を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として選定する。なお、落札者選定基準は、入札公告時に公表する。

##### (3) 結果の公表

本市は、専門委員会の評価結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を速やかに公表する。

##### (4) 著作権

入札提案書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、公表、展示、その他本市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、入札参加者の承諾がある場合に限り、本市はこれを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本件事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

##### (5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

### 第3章 PFI事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 基本的考え方

本件事業における責任分担の考え方は、本市とPFI事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本件施設の設計・建設及び運営の責任は、原則としてPFI事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市とPFI事業者との責任分担は、原則として別紙3に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書等で明示し、最終的には、事業契約書で定める。

#### 3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、PFI事業者が実施する施設の設計・建設及び運営についてモニタリングを行う。モニタリング方法、内容等については、入札説明書等で明示し、最終的には、事業契約書で定める。

また、モニタリングの結果、事業者の提供する施設の設計・建設及び運営に係るサービスが事業契約書に定める水準に達していないと判断される場合、本市は業務委託料等の減額等を行うとともに事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

## 第4章 公共施設の立地及び規模に関する事項

### 1 公共施設の立地

(1) 所在地 静岡県浜松市天竜区青谷地内

(2) 敷地面積 約7.8ha

#### (3) 都市計画事項

ア 都市計画区域	都市計画区域外
イ 用途地域	指定無し
ウ 防火地域	指定無し
エ 高度地区	指定無し
オ 建ぺい率	指定無し
カ 容積率	指定無し
キ 高さの制限	指定無し
ク 日影規制	指定無し

### 2 施設の規模

(1) 新設する施設の名称 浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター

(2) 整備する施設の種類 ごみ焼却施設、リサイクルセンター

#### (3) 新清掃工場の概要

ア 処理対象物	もえるごみ、可燃残渣、下水道汚泥、焼却対象災害廃棄物（非定常的に発生）。 なお、不燃残渣は埋立処理または溶融処理とする。
イ 処理方式	ストーカ方式（主灰の外部資源化）又はシャフト式ガス化溶融方式
ウ 処理能力	399 t / 日
エ 余熱利用	蒸気、温水、発電

#### (4) 新破碎処理センターの概要

ア 処理対象物	破碎設備	: もえないごみ、連絡ごみ（粗大ごみ）、特定品目（蛍光管、ライター、スプレー缶）、破碎対象災害廃棄物（非定常的に発生）
	選別設備	: プラスチック製容器包装
	保管設備	: びん類、特定品目（電池、水銀体温計）、小型家電等
イ 処理方式	破碎設備	: 粗破碎＋細破碎＋磁力選別＋アルミ選別＋可燃物選別＋不燃物選別＋金属圧縮成型＋保管
	選別設備	: 選別＋圧縮梱包＋保管
ウ 処理能力	破碎設備	: 38 t / 日
	選別設備	: 26 t / 日

## 第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて、本市と事業者は、誠意をもって協議する。また、事業契約に関する紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本件事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前(2)により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前(1)により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、事業契約を解除することができる。

### 4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

## 第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の支援

本件事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置は行わない予定である。

### 2 財政上及び金融上の支援

本件事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援は行わない予定である。

### 3 その他

本市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない予定である。

## 第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

本市は、PFI法第12条に基づき、事業契約について、市議会の議決を経るものとする。

### 2 情報提供及び情報公開

本件事業に係る情報提供は、適宜、本市のホームページ等を通じて行う。また、情報公開は関係法令等に基づき行う。

### 3 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

### 4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

事 務 局	浜松市 環境部 廃棄物処理課 新清掃工場グループ
所 在 地	〒432-8023 静岡県浜松市中区鴨江三丁目1番10号
T E L	053-453-6226
F A X	053-457-3071
電 子 メ ー ル	shori@city.hamamatsu.shizuoka.jp
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/">http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/</a>

浜松市長 鈴木 康友 あて

実施方針に対する質問・意見書

「浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備事業」の実施方針について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

質問・意見者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

(1) 実施方針に対する質問

(記載例)

							総質問数	問
No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
1	実施方針	1	第 1 章	1	(5)	事業の目的		

(2) 実施方針に対する意見

(記載例)

							総質問数	問
No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
1	実施方針	1	第 1 章	1	(5)	事業の目的		

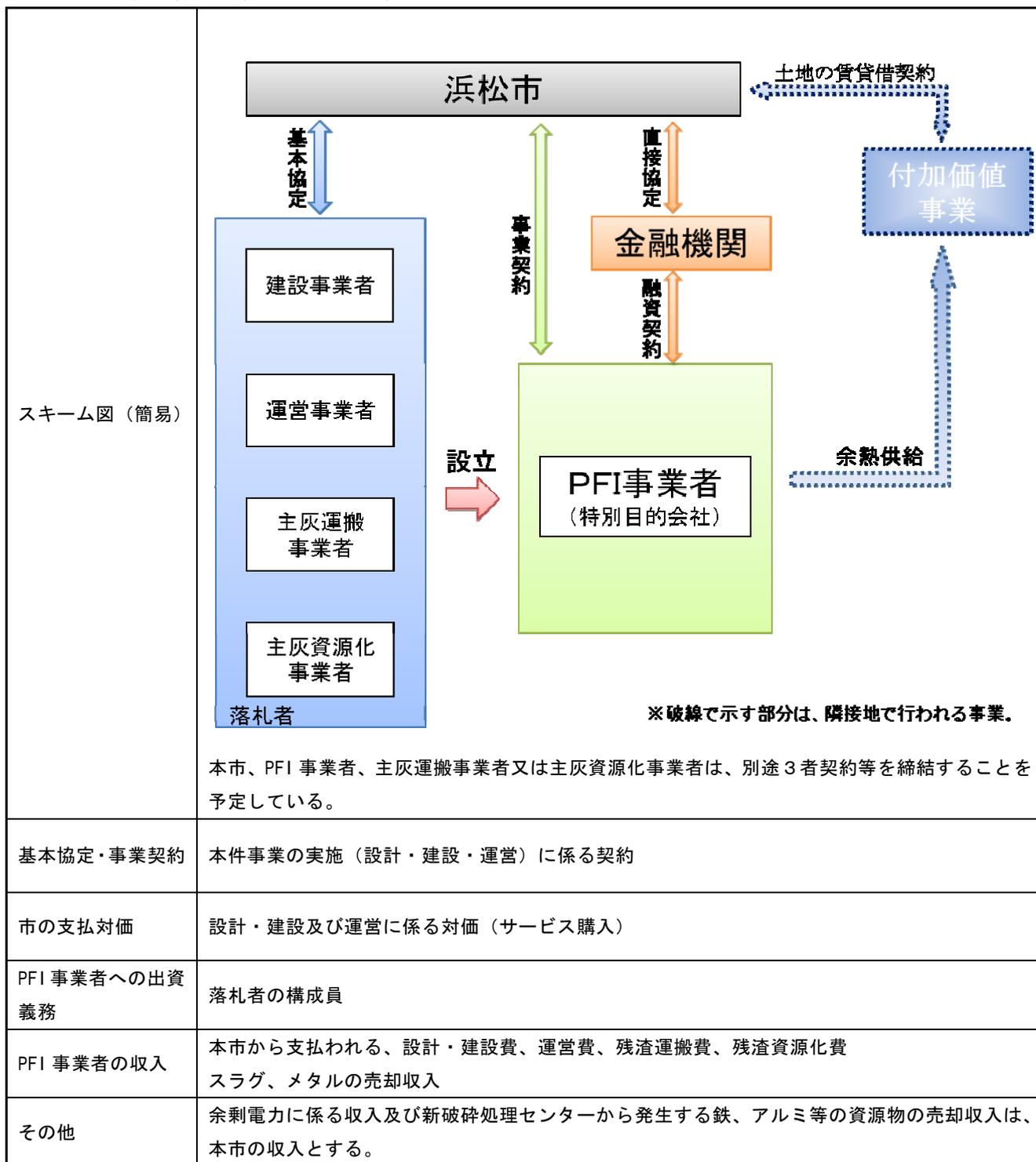
- 1：質問・意見は、本様式 1 行につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。
- 2：質問・意見数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No」欄及び「頁」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。
- 3：本様式の MS-Excel データは、浜松市ホームページにおいてダウンロードすることができる。

別紙1 用語の定義

(五十音順)

行	用語	定義
ア行	アプローチ道路	市道から新清掃工場及び新破砕処理センターの敷地までの専用道路をいう。
	受入対象物	本市内から排出され、本市（直営）、委託業者、許可業者、排出事業者又は市民が本件施設に直接搬入する搬入物を総称していう。
	運營業務	本件事業のうち、本件施設の運営（運転、維持管理、補修、更新等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
	運営事業者	本件事業の運營業務を担当する民間事業者を総称して又は個別にいう。
カ行	可燃残渣	新破砕処理センターから発生する破砕可燃物及び可燃性資源化不適物を総称していう。
	企業グループ	本件事業の入札に一体として参加する企業の集合体をいう。
	基本協定	本件事業開始のため、基本的事項に係る本市と落札者の間で締結される浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター施設整備事業基本協定書に基づく協定をいう。
	基本協定書（案）	入札公告時に配付する「浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター施設整備事業基本協定書（案）」をいう。
	協力企業	構成企業のうち、P F I 事業者への出資を行わない者で、本件事業の実施に際し、設計・建設業務又は運營業務のうちの一部を請負い、又は受託することを予定している者をいう。
	建設事業者	本件事業の設計・建設業務を担当する民間事業者を総称して又は個別にいう。
	建築物	本件施設のうち、プラント設備を除く設備及び建物を総称していう。
	工場棟	新清掃工場工場棟と新破砕処理センター工場棟を総称していう。
	構成員	構成企業のうち、落札者の選定後、P F I 事業者への出資を行う者をいう。
	構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
サ行	サービス購入料	本市がP F I 事業者を支払う運營業務に係る対価をいう。
	最終処分物	本件施設における処理に伴って発生し、最終処分場に運搬される資源化不適物、不燃残渣及び飛灰処理物をいう。
	事業契約	本市とP F I 事業者が締結する浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター施設整備事業事業契約書に基づく契約をいう。
	事業契約書（案）	入札公告時に配付する「浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター施設整備事業契約書（案）」をいう。
	事業者	P F I 事業者及び落札者を総称して又は個別にいう。
	資源化不適物	新破砕処理センターで選別したもののうち、資源化ができない不適物をいう。資源化不適物のうち、可燃性のものを可燃性資源化不適物、不燃性のものを不燃性資源化不適物という。
	資源物	本件施設における処理等に伴って発生したもののうち、主灰、スラグ及びメタルを除き資源化されるものをいう。
	主灰	ストーカ方式（主灰の外部資源化）において、焼却炉の炉底から排出される焼却残留物をいう。
	主灰運搬事業者	新清掃工場から発生する主灰を提案する主灰資源化施設（本件施設以外）に運搬する者をいう。
	主灰資源化事業者	新清掃工場から発生する主灰を提案する主灰資源化施設（本件施設以外）にて資源化する者をいう。
	主灰資源化物	主灰資源化事業者により生成される生成物をいう。
	循環型社会形成推進交付金	市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。）が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために作成した循環型社会形成推進地域計画に基づき、事業等の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。
	焼却処理	新清掃工場における処理を指し、ストーカ方式（主灰の外部資源化）におけるもえるごみ等の焼却又はシャフト式ガス化熔融方式におけるもえるごみ等の焼却熔融を総称していう。
処理困難物	危険物、特定家電製品、パソコン等、本市では収集しないごみを総称していう。	

行	用語	定義
	処理対象物	受入対象物のうち、処理困難物を除いたものを総称している。
	処理不適物	焼却処理、破碎・選別処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称している。
サ行	新清掃工場	本件施設を構成する施設のうち、もえるごみ、可燃性粗大ごみ、新破碎処理センターからの可燃残渣等を処理対象物として焼却処理するための施設の総称とし、入札説明書等において示す新清掃工場の工事範囲に設置される、新清掃工場工場棟、屋外開閉所、スラグ用ストックヤード、洗車場及び該当する範囲の外構等の全てを含めている。
	新清掃工場工場棟	本件施設の建物のうち、新清掃工場のプラント設備等を備えた建物をいう。
	新破碎処理センター	本件施設のうち、もえないごみ、不燃性粗大ごみ等を処理対象物として破碎、選別処理する破碎設備、資源物を選別、圧縮、梱包する選別設備、資源物等を一時保管する保管設備を有する施設の総称とし、入札説明書等において示す新破碎処理センターの工事範囲に設置されるストックヤード、計量棟、該当する範囲の外構等の全てを含めている。
	新破碎処理センター工場棟	本件施設の建物のうち、新破碎処理センターのプラント設備等を備えた建物をいう。
	スラグ	新清掃工場の溶融炉から取り出される溶融固化物をいう。
	設計・建設業務	本件事業のうち、本件施設の設計・建設に係る業務をいう。
	タ行	直接協定
ナ行	入札参加者	本件事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
	入札説明書	入札公告時に配付する「浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備事業入札説明書」をいう。
	入札説明書等	本市が本件事業の実施に際して入札公告時に配付する入札説明書、要求水準書、落札者選定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）その他これらに付属し、又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
	入札提案書類	入札参加者が本件事業の応募に際し、本市に提出するものとして、入札説明書に規定する図書をいう。
ハ行	破碎可燃物	新破碎処理センターからの処理残渣のうち可燃性のものをいう。
	破碎不燃物	新破碎処理センターからの処理残渣のうち不燃性のものをいう。
	P F I 事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本件事業の実施を目的とする特別目的会社（S P C : Special Purpose Company）をいう。
	飛灰	新清掃工場の集じん施設によって集められたばいじん（ボイラー、空気予熱器、減温塔等で捕集されたばいじんを含む。）をいう。
	飛灰処理物	本市の最終処分場へ埋立処分するために新清掃工場において薬剤処理した飛灰の処理物をいう。
	付加価値事業	施設の建替え用地や本件施設の余熱等を有効活用し、あわせて地域活性化に資する付加価値を高めた事業をいう。
	不燃残渣	新破碎処理センターから発生する破碎不燃物及び不燃性資源化不適物を総称している。
	プラント設備	本件施設の設備のうち、処理対象物を焼却処理又は破碎、選別、保管するために必要な全ての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含むが、これに限らない。）を総称している。
マ行	メタル	新清掃工場の溶融炉から取り出される合金をいう。
ヤ行	要求水準書	入札公告時に配付する「浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備事業要求水準書」をいう。
ラ行	落札者	入札参加者の中から本件事業を実施する者として決定された入札参加者であり、本件事業を実施する者をいう。



別紙3 リスク分担保表

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担	
			本市	事業者
共通	計画変更	事業計画の変更及び入札説明書等の誤りに関するもの		
	資金調達	事業の実施に必要な資金調達に関するもの		
		交付金の見込み違いによるもの		
		事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないもの又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するもの		
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されないもの又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するもの		
	契約締結	本市の事由により、事業者と契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		
		事業者の事由により、本市と契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		
	政策変更	本市に関わる政策の変更(本件事業に直接的影響を及ぼすもの)		
	法令等変更(税制変更を含む)	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更 上記以外の法令等の新設・変更		
	許認可取得	本市が取得すべき許認可の遅延に関するもの		
		事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		
	第三者賠償	本件施設の調査・工事・運営による騒音・振動・地盤沈下等 事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害		
	住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟 事業者が行う調査・設計・工事・維持管理・運営に関わる住民反対運動、訴訟		
	周辺環境の保全	事業者の業務に起因する環境の破壊		
	債務不履行	本市による債務不履行		
		事業者による債務不履行		
事業破綻	事業者の財務に関するもの			
土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの			
物価変動	物価変動に係る費用の増大 <sup>注1</sup>			
不可抗力	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見込み可能な範囲を超えるもの			
設計段階	測量・調査	本市が実施した測量・調査に関するもの		
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		
	設計変更(土木工事)	本市の設計変更、見直しによるもの <sup>注2</sup>		
		事業者の判断の不備によるもの		
	設計変更(建築・プラント工事)	事業者の判断の不備によるもの		○
応募	提案書作成の費用負担			
用地取得	当該事業用地の確保に関するもの			
建設段階	完工	本市に起因する工事遅延によるもの		
		事業者に起因する工事遅延によるもの		
	建設費超過	本市の指示による工事費の増大		
		上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の工事費の増大		
	施工管理(工事による一般的損害)	施工管理に関するもの、工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		
要求水準の未達	要求水準の未達(施工不良を含む。)			
施設損傷	工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害			

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担		
			本市	事業者	
運営段階	運営一般	支払い遅延・不能	本市の支払い遅延・不能に関するもの		
		ごみ量変動	計画したごみ量が確保できない <sup>注3</sup>		
		ごみ質変動	計画したごみ質が確保できない <sup>注4</sup>		
		搬入管理	本件施設へのごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害 上記以外		
		運営費上昇	本市の指示等による運営費の増大 上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の要因による運営費の増大（物価変動によるものは除く。）		
		施設損傷	本市及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く。） 事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		
		要求水準の未達	要求水準の未達（施工不良を含む。）		
		発電収入の変動	電力会社の売電単価変更による発電収入の変動 事業者の事由による売電収入の変動		
	主灰運搬	主灰量の変動	計画処理量及び計画ごみ質の範囲内の処理対象物を処理した場合において、主灰量が変動した場合における運搬費用の変動		
			計画処理量及び計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物を処理した場合において、主灰量が著しく変動した場合における運搬費用の変動		
主灰資源化	主灰の量・質の変動	計画処理量及び計画ごみ質の範囲内の処理対象物を処理した場合において、主灰の性状又は量が変動した場合における資源化費用の変動			
		計画処理量及び計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物を処理した場合において、主灰の性状又は量が著しく変動した場合における資源化費用の変動			
事業終了時	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持			
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算 手続きに伴う評価損益等			

○主分担、△従分担

表中の「注」については以下に示すとおりである。

注1：物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本市が負担する。

注2：造成工事については、本市が測量調査・設計した内容から見直し又は変更が生じた場合には、精算の協議を行う予定である。

注3：計画ごみ量に対して変動があった場合には、本市、事業者の協議による。

注4：計画ごみ質に対して変動があった場合には、本市、事業者の協議による。

※：本リスク分担表は、本件事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に入札説明書等において示す。

別紙4 位置図

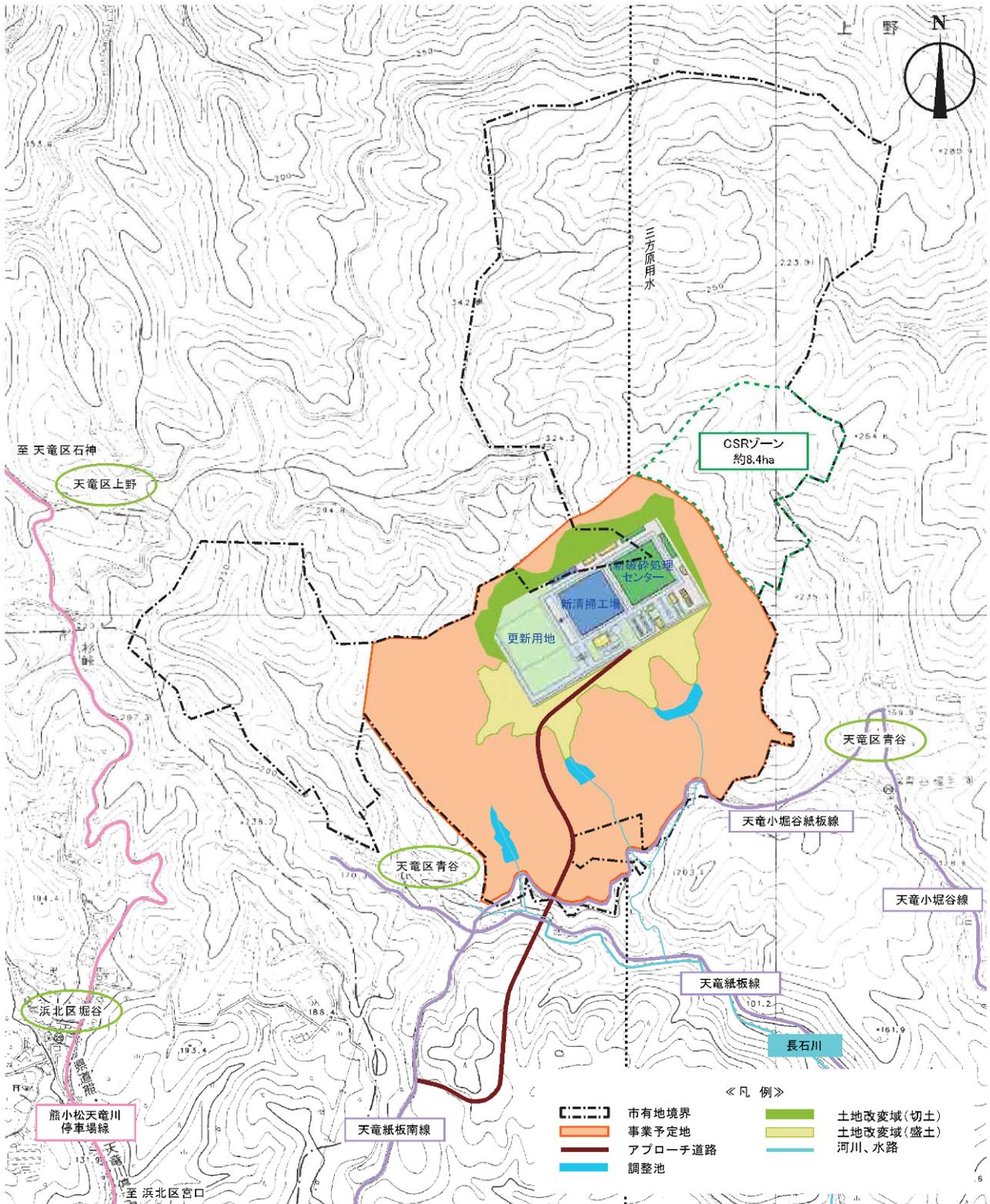


図 位置図